

岩手県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成27年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市及び紫波郡矢巾町
- 2 基本測量を実施する期間 平成27年6月15日から平成28年2月28日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）